

玉名市天水老人憩の家指定管理者募集に係る質問と回答（第 1 回）

No	質問項目	具体的な内容	回答
1	（別紙 3）管理運営経費見込額及び利用料金収入見込額資料の収入の部について	その他収入として、（カラオケ、マッサージ器などの使用料）の見込額記載があり、一方、支出の部の管理費に賃借料としてカラオケ通信サービスの計上があります。 マッサージ器のサービス提供は、市が定める指定事業として次期指定期間においても引き続き賃借契約をする前提である解釈でよいのか。	（別紙 3）に記載のマッサージ器は（別紙 2－①）に記載のマッサージチェアと同一のものです。市の備品として所有しているものであり、別途賃借契約をする必要はありません。 マッサージチェアは次期指定期間においても引き続き設置することとなります。
2	玉名市天水老人憩の家条例第 7 条（使用料）について	憩の家の使用は市内居住者 1 人あたり 1 回 1 5 0 円（消費税等を含む。）とあることから、浴室利用の有無に関わらず施設利用者は等しく 1 人あたり 1 回 1 5 0 円の解釈でよいのか。	お見込みのとおり。
3	（別紙 2）指定管理業務仕様書の 2 ページ 3. 備品の取得、管理及び帰属について	⑤指定管理者が指定管理料により物品（消耗品を除く。）を購入したときは、購入物品は市の所有に帰属すると記載がありますが、（別紙 2－①）備品等リスト記載の備品を除き新たに市に帰属する予定のものがあれば示していただきたい。	現在調査中ですので、第 2 回の質問回答時（令和 5 年 1 0 月 1 6 日）に併せてお示しします。